

大東市パートナーシップ宣誓制度 ご利用の手引き



大 東 市

目次

1	パートナーシップ宣誓制度をはじめます	1
2	パートナーシップ宣誓をすることができる人	2
3	パートナーシップ宣誓の流れ	3
4	パートナーシップ宣誓に必要なもの	4
5	パートナーシップ宣誓後に交付される書類	5
6	パートナーシップ受領書等の返還について	6
7	パートナーシップ宣誓書の保存について	6
8	Q & A	7

1 パートナーシップ宣誓制度をはじめます

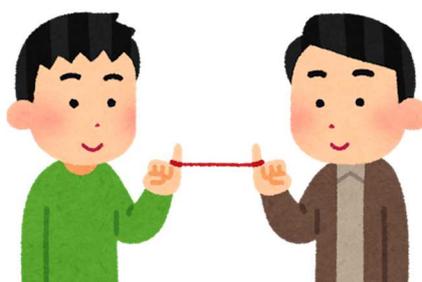
大東市は、大東市人権尊重のまちづくり条例（平成 13 年条例第 23 号）に掲げるすべての人の人権尊重の理念に基づき、市民一人ひとりの人権が大切にされ、多様性を認め合い、誰もが自分らしく暮らせる社会をめざし、性的少数者に係る大東市パートナーシップ宣誓制度を令和元年 12 月 4 日よりはじめます。

この制度は、互いをその人生のパートナーとして、日常生活において継続的に同居すること及び相互に協力し合うことを約したお二人で、その一方又は双方が性的少数者であるお二人からの宣誓書の提出を受けて、所定の要件を満たしていると認められた場合にパートナーシップ宣誓書受領書等を交付するものです。

この制度は、大東市が要綱により市政の中で運用するものであり、法律上の効果（婚姻、相続、税金の控除など）が生じるものではありません。

しかしながら、人生を共に歩もうとされるお二人の関係を行政が認め、寄り添っていくことは、たいへん意義のあることだと考えております。

誰もが差別や偏見にさらされることなく、安心して生活できるすべての人の人権が尊重される「あふれる笑顔 幸せのまち大東づくり」を推進するため、市民のみならず、さらなる一歩を踏み出します。



2 パートナーシップ宣誓をすることができる人

パートナーシップ宣誓をするには、次の4つの要件を満たす必要があります。

1 互いをその人生のパートナーとして、日常生活において継続的に同居すること及び相互に協力し合うことを約したお二人であり、その一方又は双方が性的少数者であること。

2 成年に達していること。

3 お二人とも大東市民であること。

4 1対1の関係にあること。

以下の2つの条件を満たす必要があります。

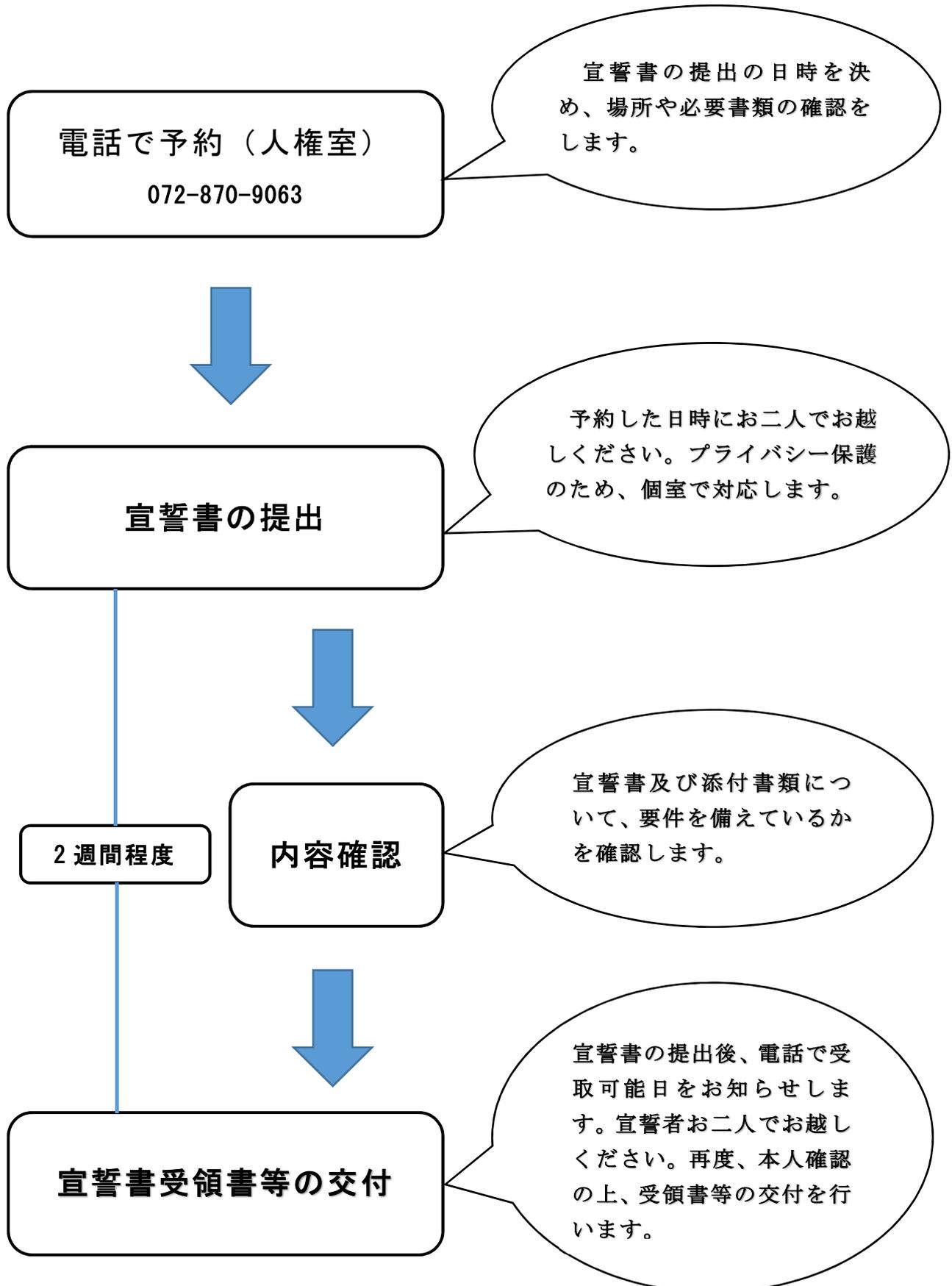
(1) 婚姻中でないこと。

(2) 共に宣誓をする以外の人とパートナーシップ関係にないこと。

※ 「パートナーシップ関係にない」とは、他の方とのパートナーシップ宣誓書の提出がないということだけでなく、パートナーシップに係る養子縁組、他の都市のパートナーシップ制度による宣誓書の提出やパートナーシップ登録等がないことを含みます。

※ 上記の2つを満たす場合でも、2人のパートナーシップ関係が「公序良俗」に反すると認められる場合には、宣誓書の提出はできません。(例：近親者間のパートナーシップ関係など)

3 パートナーシップ宣誓の流れ



4 パートナーシップ宣誓に必要なもの

パートナーシップ宣誓には、以下の3点の書類が必要です。

1 大東市パートナーシップ宣誓書（様式第1号）

宣誓書は、市民生活部人権室で準備しています。

宣誓書は、提出当日にご記入ください。

住所・氏名は、それぞれ直筆でお書きください。

※宣誓を行うお二人の一方又は双方が自ら宣誓書に記入できないときは、お二人の立会いのもとで、他の人に代書してもらうことができます。

2 住民票の写し抄本

お一人1通ずつお持ちください。

（同一世帯になっている場合は、2人分の情報が記載された抄本〈謄本〉1通）

3 現に婚姻をしていないことを証明する書類

独身証明書（本籍地で発行）

※外国籍の方は、本国が発給する婚姻要件具備証明書又は家族関係証明書等により独身であることが確認できる証明書及びその訳文

お一人1通ずつお持ちください。

※その他、次のいずれかの本人確認ができるものをお持ちください。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券（パスポート）
- (3) 運転免許証
- (4) その他、官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書であって、本人の顔写真が貼付されたもの

※上記の他に、その他市長が必要と認める書類の提出を求めることがあります。

5 パートナーシップ宣誓後に交付される書類

交付される書類について

- 1 大東市パートナーシップ宣誓書（様式第1号）の写し
1通のみ交付します。
- 2 大東市パートナーシップ宣誓書受領書（様式第2号）
1通のみ交付します。
お二人の手元に置く書面として、大切に保管してください。
ラミネート加工した受領書を交付することもできますので、ご相談ください。
- 3 大東市パートナーシップ宣誓書受領証（様式第3号）
カードサイズの受領証を2通交付します。
それぞれ大切に保管してください。
- 4 受領書等の再交付
宣誓者お二人からの申請に基づき、紛失や毀損の他、特別な事情があると認められる場合のみ、大東市パートナーシップ宣誓書受領書等の再交付を行います。
再交付は、大東市パートナーシップ宣誓書受領書等再交付申請書（様式第4号）により申請を行ってください。



6 パートナーシップ宣誓書受領書等の返還について

次の場合は、交付を受けた大東市パートナーシップ宣誓書受領書等を返還してください。

- 1 パートナーシップ関係が解消されたとき。
- 2 一方が死亡したとき。
- 3 一方又は双方が市外に転出したとき。

※大東市パートナーシップ宣誓書受領書等を返還するときは、大東市パートナーシップ宣誓書受領書等返還届（様式第5号）に交付を受けた大東市パートナーシップ宣誓書受領書等を添付し、届け出てください。

7 パートナーシップ宣誓書の保存について

大東市では、提出された大東市パートナーシップ宣誓書を10年間保存します。ただし、大東市パートナーシップ宣誓書受領書等の返還があった場合は、当該宣誓書を廃棄いたします。



8 Q&A

Q1 なぜ大東市でパートナーシップ宣誓制度を導入するのですか？

A1 近年、民間調査などで、性的少数者の方が人口の約8%程度存在しており、その多くが深刻な困難を感じている実態が明らかになってきました。

具体的には、学校で誰にも相談できず自死に追い込まれた、居場所がなく孤立してしまった、パートナーが入院した際に付添ができなかったことなどが関係団体により報告されています。

困難の背景には、「性別は男女のみであり、恋愛対象は異性のみ」という人々の意識があり、性的少数者に対する理解が進んでいないことが考えられます。

大東市では、性の多様性を尊重する方策のひとつとしてパートナーシップ宣誓制度を導入し、性的少数者を理解し支援することで、すべての人が自分らしく生きることのできる「あふれる笑顔 幸せのまち大東づくり」を推進することができると考えています。日常生活において深刻な困難を抱えている性的少数者の方々の生きづらさを少しでもなくしていきます。

Q2 パートナーシップ関係とは？

A2 大東市パートナーシップ宣誓制度におけるパートナーシップ関係は、互いをその人生のパートナーとして、日常生活において継続的に同居すること及び相互に協力し合うことを約した二者の関係であり、その一方又は双方が性的少数者であるものをいいます。

Q3 性的少数者とは何ですか？

A3 性的少数者とは、レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（身体と心の性が一致しない人）をはじめ、典型的とされていない性自認や性的指向を持つ人々のことをいいます。近年の民間調査では、人口の約8%の割合で存在しているとされています。

Q4 具体的な宣誓の手続きはどこで行うのですか？ また、なぜ住民票などを提出する必要があるのですか？

A4 宣誓される当事者のプライバシー保護等の観点から、市役所内の会議室等の個室で行います。事前のご相談時にご案内させていただきます。また、住民票などの提出書類は、パートナーシップ宣誓の要件である、双方に配偶者がいないことや居住地等を確認するために必要となります。

Q5 結婚制度と大東市が行うパートナーシップ宣誓制度との違いは何ですか？

A5 結婚は法律行為であり、法に定める婚姻を行うと扶養義務や相続権などさまざまな法律上の権利や義務が発生するものです。

一方、大東市が行うパートナーシップ宣誓制度は、性の多様性を尊重する取組みの一つとして、当事者の気持ちを受けとめるものです。

具体的には、パートナーシップ関係にあるお二人がパートナーシップ宣誓を行う手続きについて、大東市の内部規定である要綱により定める制度であり、法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではありませんが、市営住宅の同居要件や住民票の写しや納税証明書等の交付時に同居親族と同様の取り扱いを行うなどの支援を予定しており、今後も検討を進めていきます。

Q6 パートナーシップ宣誓制度と同性婚制度はどのように違うのですか？

A6 同性婚制度は、同性カップルに法律上の地位を与え、相続、社会保障、税制などにおける保護を与えるもので、欧米を中心に認められている国が多くあります。

一方、大東市が行うパートナーシップ宣誓制度は、市の内部規定である要綱による制度であり、これによる権利の発生や義務の付与を伴うものではありませんが、本市として可能な支援を実施していくこととしています。

**Q7 パートナーシップ宣誓制度の導入により、伝統的な家族関係が壊れる
のではないですか？**

A7 パートナーシップ宣誓制度は、市の内部規定である要綱による制度であることから、これによる権利の発生や義務の付与を伴うものではなく、加えて、本人の意思で選択できない性自認や性的指向に関して困難を抱えていて、現状において典型的な異性愛が難しい方を対象としていることから、結婚制度や家族制度に影響を及ぼすものではないと考えます。

Q8 宣誓に際して、プライバシーは守られますか？

A8 宣誓当日は、プライバシー保護のため市役所内の会議室等個室で対応します。

提出された書類や記載されている内容等、秘密は必ず守られます。

パートナーシップ宣誓制度を利用されたことによって、あなたの情報が明らかにされることはありません。

Q9 パートナーシップ宣誓制度の利用には、お金はかかりますか？

A9 無料です。

ただし、宣誓書に添付すべき書類を準備する発行手数料などは自己負担となります。



大東市パートナーシップ宣誓制度ご利用の手引き

発行 大東市市民生活部人権室

令和元年 11 月